

平成21年度 第1回
東京都商品等安全対策協議会
議 事 録

平成21年7月31日(金)

第一本庁舎 42階特別会議室C

午後6時00分開会

○生活安全課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成21年度第1回東京都商品等安全対策協議会を開催いたします。

本日は委員の先生方、特別委員の先生方、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。私は途中まで、この会の司会を務めさせていただきます生活安全課の荒木でございます。よろしくお願いたします。

最近では都庁も省エネということで、庁内の温度を28度に設定してございます。その関係で、クールビズでノーネクタイで失礼いたします。先生方もどうぞ上着をおとりになって、こちらでお預かりいたしますので、楽しんでいただければと思います。

それでは、着席にて失礼します。

まず、議事の前に、お手元の皆様の配布資料を確認させていただきます。

資料番号で申しますと、資料が1から7までございます。それと参考資料が1から4まででございます。そのほか机上の配布資料が2種類、それから清水委員からの資料、山上委員から配られた資料がございます。

あと後ほど確認いたしますが、9月の日程表を記入していただく関係の資料がございます。9月と10月分です。表裏で記載してございます。その日程確認表につきましては、議事に入る前に大体18時半ごろに事務局のほうで回収いたしますので、できましたら、それまでにご記入をお願いいたします。

それでは、本協議会及びその議事録は原則公開でございます。ただ、個人情報等に係る部分につきましては、会議の席上におきまして、委員、特別委員及び事務局の発議によって非公開としたいと存じますので、よろしくお願いたします。

それでは、まず初めに、消費生活部長の清宮眞知子からご挨拶申し上げます。

○消費生活部長 改めまして、消費生活部長の清宮でございます。本日は暑い中、また夜のお時間にお集まりいただきまして本当にありがとうございます。

委員の皆様には、昨年度の「ベビー用のおやつ」の安全対策につきましてご検討いただきましたが、今回引き続き新たなテーマでご検討いただきたいと思いますと考えています。また、特別委員の皆様方には、本協議会の特別委員にご就任いただきまして本当にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

皆様がお案内のとおり、今年の9月には、国においては消費者庁の設置と消費者安全法の施行ということの準備が進んでおりまして、都民の方もまた事業者の方も製品やサービスの安全等につき

ましての関心が非常に高まっている時期と思います。そういう点からしても、当協議会への期待が今後ますます強くなるのかなと思っているところでございます。

これまでこの協議会では9つのテーマを検討していただきました。最近では子供の事故防止に関するテーマで、子供用の衣類、折りたたみ椅子、それから昨年度の「ベビー用のおやつ」というところをご検討いただきまして、これらすべてについて、キッズデザイン協議会のキッズデザイン賞を受賞するという大変ありがたい評価もいただいていますし、また事業者の方々には、業界ガイドラインの作成や安全な商品の製造などに反映していただいております。本当に委員の皆様方、ありがとうございました。

それでは、今回のテーマでございますが、既にご案内申し上げましたとおり、ライターの子供に対する安全対策でございます。ライターを使用した子供の火遊びによる火災などの痛ましい事故は後を絶ちません。昨年は東京都内で火遊びによる火災で2名の方が亡くなっています。これらの事故は子供がライターを興味本位で使用するにより、発生しているケースが多いと思われ、仮に子供が使用しにくくなるような機能を設けたライターが流通されることになれば、これらの事故は相当数減らせるのではないかと思います。既にアメリカやEU等では、こういった取組をして効果を上げているということでもございますので、日本でも早急に同様の取組が求められているのではないかと思います。

こういうことから、今回委員の皆様方には多角的な視点からご検討いただきまして、ライターの子供に対する安全対策につきまして、大変タイトなスケジュールですが、10月中を目途に、具体的なお提言をいただきたいと思っています。年度の後半には、また改めまして、子供の事故防止に関する新たなテーマでご検討もいただきたいと考えています。

暑い時期からスタートいたしますが、ご多忙の中、ご協力をいただきたく、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で挨拶とさせていただきます。

○生活安全課長 続きまして、委員及び特別委員の皆様のご紹介をいたしますが、その前にお手元に配布してございます、資料1「東京都商品等安全対策協議会設置要領」をご覧ください。めぐりますと、設置の要領が出てまいります。資料1でございます。

ここで設置要領の第5というところがございます。第5の(任期)、委員の先生の任期でございますが、テーマにかかわらず、就任をお願いいたします委員の方々には、2年間ということになってございます。それで平成20年10月からお願いしてございますので、任期は平成22年の10月までとなります。また、特別委員の先生方はテーマに合わせてお願いするんですけれども、特別委員の方々の任期

は、そのテーマが終了するまでとなっております。

それでは、委員及び特別委員の皆様のご紹介をいたします。お手元の委員及び特別委員名簿、それから座席表をご覧いただきたいと存じます。

まず、委員のご紹介ですが、独立行政法人国民生活センター商品テスト部調査役でいらっしゃいます鎌田環委員です。

○**鎌田委員** 鎌田です。以前は片岡が委員をやらせていただいておりますが、昨年度末で退職いたしまして、代わりに本年度から私が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○**生活安全課長** ありがとうございます。続きまして、みらい子育てネット東京会長でいらっしゃる小林睦子委員です。

○**小林委員** 小林でございます。日ごろは若いお母さんやお父さんたちの子育ての支援をする活動を草の根ではありますが、全国規模で展開しております。ここに参加することでいろいろお勉強させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○**生活安全課長** ありがとうございます。続きまして、東京消防庁防災部生活安全課長でいらっしゃる清水洋文委員です。

○**清水委員** 松川の後任でこの4月から東京消防庁生活安全課長を務めております。私どもの部署では、都民生活のさまざまな事故、こういったものの調査研究ということも担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○**生活安全課長** ありがとうございます。続きまして、くらしき作陽大学子ども教育学部教授でいらっしゃる詫間晋平委員です。

○**詫間委員** 詫間でございます。後でまたご挨拶いたしますので、とりあえず、よろしくお願いいたします。

○**生活安全課長** ありがとうございます。続きまして、独立行政法人産業技術総合研究所デジタルヒューマン研究センター副センター長でいらっしゃる持丸正明委員です。

○**持丸委員** 産総研の持丸です。本年もよろしくお願いいたします。

○**生活安全課長** ありがとうございます。続きまして、社団法人全国消費生活相談員協会理事長でいらっしゃる山上紀美子委員です。

○**山上委員** 相談員協会の山上でございます。今年もどうぞよろしくお願いいたします。先ほど清宮部長様からのお話にもございましたように、今年は消費者庁が9月ごろでしょうか、設置される、スタートする年でございますが、消費生活センターには商品の事故についてのお申し出が少ないというのが現状でございますので、ぜひともいろいろな意味で、そういう相談をお寄せいただけたらいい

など思っております。また、このライターについてもいろいろとともに勉強してまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○生活安全課長 ありがとうございます。続いて3名の特別委員の先生のご紹介をいたします。特定非営利活動法人キッズデザイン協議会専務理事でいらっしゃる小野裕嗣先生です。

○小野特別委員 キッズデザイン協議会の小野でございます。子供たちの安全・安心の向上と健やかな成長・発達に役立つモノづくり、ことづくりをデザインの力で推進していこうということで、設立して約3年になりますけれども、現在NPOとして活動しております。事業の柱の一つにキッズデザイン賞があります。この東京都さんの協議会は3年連続受賞されていまして、多分4回目もあるんじゃないかと期待をしております。言うまでもありませんが、キッズデザイン賞は受賞してもらうことが目的ではなくて、こうした活動を1人でも多くの方に知っていただいて、1人でも多くの子供たちを守ってあげたいという気持ちで推進しております。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

○生活安全課長 どうもありがとうございます。続きまして、社団法人日本喫煙具協会専務理事でいらっしゃいます仲野純一特別委員です。

○仲野特別委員 喫煙具協会の仲野と申します。ライター業界を代表いたしまして、この協議会に参加をさせていただくことになっておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○生活安全課長 ありがとうございます。続きまして、緑園こどもクリニック院長でいらっしゃいます山中龍宏特別委員です。

○山中特別委員 小児科医の山中と申します。我々医療機関は重症度が高い子供の事故をたくさん見ているので、そういう点から子供の事故予防に取り組んでおります。よろしくお願ひいたします。

○生活安全課長 ありがとうございます。続きまして、事務局のメンバーを紹介いたします。事務局の職員名簿をご覧ください。

消費生活部長の清宮部長でございます。

消費生活部、池田副参事です。

生活安全課商品安全係長、清水でございます。

同じく商品事故分析係長の石川でございます。

安全担当係長の丹野でございます。

この会の事務局をやっております。よろしくお願ひいたします。

なお、引き続き、この会の会長は諮問委員にお願ひいたします。また、副会長は持丸委員にお願ひをいたします。

それでは、この先、ここからは詫間会長に進行をお願いしたいと存じます。

なお、軽食を用意してございますので、召し上がりながら協議にご参加いただければと思います。
よろしくお願いいたします。

○詫間会長 ただいまご指名いただきまして、会長を務めさせていただいておりますが、適任かどうかちょっと私も自信がないところなんでございますが……。

先ほど清宮部長様のほうからもお話がございましたように、平成18年に子供用衣類の安全確保の問題、19年度に折りたたみ椅子の安全対策の問題、それから去年はベビー用おやつということで、啓発のリーフレットを13万部ほどもう既に配布していただいたり、いろいろマスメディアでも取り上げていただけたようなことですし、一番ありがたいのは、担当業界のほうで自主的な規制といいますか、対策の基準といいますか、そういうものをおつくりいただけたということも、先ほどお話もありましたように、非常にありがたいことだと思います。

過去3回分につきまして、一応、私、微力ながら会長を務めさせていただいておりますので、大体の流れは把握させていただいているかと思いますが、いずれにしても、我が国の少子化が急速に進む中で、児童、幼児、乳幼児、ご承知のように新生児を除いては、14歳まで、不慮の事故が死亡原因の第1位になっているわけです。あとでまた東京消防庁様、あるいは事務局からもご説明があると思いますが、今年度のテーマになりますライターによる火災が130件ほど、こちらの東京消防庁で把握されている件数ですが、そのうちの半分近い61件でしょうか、これがライターにかかわる火遊びから生じたいろんな危険と危害でございます。そういうことで、死亡が一番痛ましいことですが、その死亡事故の分析ということももちろん大事でございますが、時系列的にその前の、我々の言葉でヒヤリ・ハットと言いますが、危険の度合いですね。これはもうちょっと先を言いますと潜在危険ということになるんですけれども、それが顕在化してくるとヒヤリ・ハットの段階になるわけなんでございますが、よく言われますように、死亡1件に対して、29件の重大な事故、傷害があつて、その先にヒヤリ・ハットとした事件が300ほどあるという、これは産業界のほうの率でございますけれども、そういうことでございます。本協議会はもちろん死亡事故についての分析もいたしますけれども、むしろ、時系列に先にあつたものに対する分析というところにも重点を置いて対策を進めさせていただきたいというふうに思っております。

各方面からのご専門の委員、それから特別委員もお出ましくださっておりますので、順次事務局のほうからの資料のご説明と対応しまして、都としての、あるいは協議会としての対策の方向性といえますか、あるいは具体的な案というようなものに向かって進めていきたいと思っております。

今年は先ほど部長からもお話がありましたように、ちょっとタイミングが非常にタイトになっておりま

すので、4回やったり、5回やったりしていた年度もありましたけれども、今回のご予定ですと3回ということでございますので、その点でも大変お忙しい中、大変ご協力をタイトにお願いすることになると存じますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

最後になりましたけれども、私も今遠くのほうの大学におりますが、前は都の中にあります大学にありまして、昭和40年初めぐらいから子供の安心・安全とか、危険予測とかそういうような概念を、提唱させていただいて、例えば、昭和42年ぐらいには『安全教育の科学』というような大きな本も書かせていただいているような次第でございます。我がくらしき作陽大学、これは基本的には音楽大学だったのでございますが、今は3学部になりまして、こども研究センターというようなものも併設いたしまして、子育てとその中における安全ということについても研究を進めさせていただいているような次第でございます。

ひとつよろしくご協力のほど、お願ひいたします。

それでは、議事次第によっていくことになるかと存じますが、まず、事務局のほうからでございますか、2から4の資料についてのご説明を概略お願ひできたらありがたいと思います。

○安全担当係長 安全担当の丹野と申します。昨年度の東京都商品等安全対策協議会の取組状況についてご報告いたします。着座したままで失礼いたします。

まず、お手元でございます資料2をご覧ください。こちらは本年1月28日に協議会よりご報告をいただきまして、それに伴いプレス発表をいたしましたときの資料でございます。この資料につきまして、簡単にご説明いたします。

昨年度は既にご案内のとおり、「ベビー用のおやつ」の安全対策についてご検討いただきました。今回、本協議会に初めてご出席の方もいらっしゃると思いますので、「ベビー用のおやつ」についての説明をいたしますが、これにつきましては、資料2の1枚目の※印のところにありますとおり、例えば、6カ月とか、7カ月ごろからなどと1歳未満の乳児を対象とらしているソフトせんべいやウエハースなどの乾燥した菓子類というのを協議会の中では定義しておりました。

報告書の主な内容でございますが、資料2の1枚目の1の(1)にありますとおり、「ベビー用のおやつ」による窒息事故に関するインターネットアンケート調査結果などから、「ベビー用のおやつ」を与えていて、「のどに詰まってしまい窒息した」もしくは「窒息しかけた」という経験があった保護者が5人に1人以上いたと。これはかなりの割合であるということで、そのことが明らかになりました。ほかにも、先ほど山上委員のほうからございましたとおり、どこにも相談しない人がほとんどであるですか、そういったことで事故の状況が潜在化しているということも明らかになりました。

「ベビー用のおやつ」における現状及び課題といたしましては、1の(2)に3点ほど挙げております。

1つ目は安全基準や規格などにつきましては、各社それぞれのものがありますが、業界内で統一化されていないということです。さらに国が定める「授乳・離乳の支援ガイド」というものがありまして、これは離乳食に関するガイドラインなのですが、それと照らし合わせると、何カ月ごろからという表示が早過ぎるのではないというものがございました。また、総じて注意表示がわかりにくいということもございました。

2つ目は、「ベビー用のおやつ」を多くの保護者が1歳未満から与えているということです。1歳未満の乳児にソフトせんべいやウエハースを与えるわけですから、食育の不足というのも懸念されました。また、商品にはさまざまな注意表示がしてありますが、それを読まない人がいるという現状もございました。

3つ目は、事故が発生しても、どこにも通報または相談しない消費者がほとんどであり、事故情報が潜在化してしまい、消費者の声が届かないということで商品の改良につながらないということもございました。

以上を踏まえまして、協議会よりいただきました安全対策に係る提言でございますが、(3)にございますとおり、1つ目は商品の表示も含めた安全対策の実施、2つ目はさまざまなツールを活用して消費者へ普及啓発することでございます。

お手元でございます資料3のこちらの報告書でございますが、これが今も申し上げた内容を詳しく述べたものの報告書でございます。こちらは後ほどご覧いただければと思います。

この提言を受けまして、都の対応でございますが、こちらは今の資料2の1枚目の裏面にございます。裏面の「2 東京都の対応」というところでございますが、まず、国や関係する団体等への提案・要望ということで、厚生労働省や内閣府、日本ベビーフード協議会や全日本菓子協会などに対しまして、提案・要望いたしました。併せて消費者へ注意喚起をいたしまして、今後もリーフレットやホームページ、情報誌などで注意喚起を行っていくとしております。

その情報提供、注意喚起の一環としてつくりましたリーフレットがこちらでございます。乳児の保護者へ向けての内容が盛り込まれてございます。

机上に配布いたしました、資料とは別に配布いたしました「ベビー用のおやつ」による窒息防止啓発リーフレット配布先という資料をご覧いただきたいのですが、クリップ留め以外のところで、横に置いてあるものでございます。先ほど諮問会長のほうからもありましたとおり、こちらのリーフレットにつきましては13万部印刷いたしまして、乳児健康診査を所管している母子保健所管部署、これは都内の各区市町村にあります母子保健所管部署です。そちらと保育所を所管している都内の各区市町村の部署に対しまして送付しております。そちらの部署を通して、乳児のいる保護者に配布す

るということで対応していただいております。

続きまして、机上に置かせていただきました資料で、今のリーフレットの配布先の下にもう一枚「マスコミ等報道状況」という資料がございます。こちらをご覧いただきたいんですが、1月28日に協議会の報告についてプレス発表をいたしまして、マスコミのほうでかなり取り上げていただきまして、特に報告書を発表後のプレスの際には、NHKさんのほうでは、かなり熱心に取材していただきまして、1日に3回も放送をしていただきまして、普及啓発を図ることができました。

今、机上にお配りいたしました2種類の資料につきましては、内部的な資料ということでございまして、この場限りの資料とさせていただきますので、よってネット上では公開等はいたしませんので、委員及び特別委員の皆様のご配慮のほうをお願いしたいと思います。

では、資料2のほうに戻りますが、資料2、1枚目の表裏、今ご説明いたしまして、その後に別紙と参考資料1、参考資料2ということで続いておりますが、こちらにつきましては、後ほどお時間があるときにご覧いただければと思います。

東京都から提案や要望をいたしまして、それに対する対応ということで少しご紹介したいと思います。

資料5のほうをご覧いただきたいんですが、こちらが食品安全委員会のホームページに掲載されている資料でございます。21年の2月27日に更新されているものなのですが、こちらにこの取組について載せていただいております。この資料5の1枚目の1の「乳幼児、高齢者などでは食べ物による窒息がおきやすい」というところの文章の下から3行目の右側のほうに、「ベビー用のおやつ」という言葉を盛り込んでいただきました。さらに注意事項ということで、「食べ物による窒息事故を防ぐために」というところで、黒ポチで幾つか挙がっていますが、2つ目の黒ポチが私どもが消費者の方に注意喚起した内容とほぼ同じものを掲載していただいております。

あとさらに、1枚おめくりいただきまして、参考資料というところでございます。一番上が山中先生の本が参考資料ということで載っておりますが、さらに1枚めくっていただきますと、裏面の一番下に清水委員がいらっしゃっていますが、東京消防庁へのリンクということ。さらに次のページに、東京都商品等安全対策協議会へのリンクということで、リンクを張っていただいております。

次に、母子健康手帳へ同じような注意について記載をしていただきたいということで、こちらのほうから国のほうにご提案を申し上げましたが、厚生労働省が通知する様式例というものがございまして、その中に「事故の予防」という項目がございます。その中に7カ月からの子供の起きやすい事故というところに、「窒息」という項目が追加されました。事故の主な原因として、「お菓子などの食品がのどに詰まる」という記載をしていただきまして、あと「万が一食べ物が詰まったときのための応急手当」

という項目も追加していただきました。対処法が図などを用いて記載されております。

ということで、東京都のほうから提案させていただいた内容が、今のところ母子健康手帳のほうへ反映していただいたということで、そのご報告でございます。

続きまして、業界のご対応なんですけど、こちらも口頭のみで申し上げますが、日本ベビーフード協議会におかれましては、今現在、表示ガイドラインの策定がほぼ終わられたということで、今調整段階に入っているとのことでございます。新しいガイドラインは9月1日に発行される予定。商品への反映は、その後順次実施される予定とのことございました。また、発行の前に私ども東京都のほうにご報告して下さるということございましたので、協議会の席で、もしご紹介できれば、そのガイドラインについてもご紹介したいと思います。

このように東京都からの提案・要望に対しましては、国や業界の方々には前向きなお取組を行っていただいているところでございます。

なお、この協議会の取組でございますが、先ほど部長からもありましたとおり、キッズデザイン賞をおかげさまでいただきまして、本日、キッズデザイン協議会の専務理事の小野委員が特別委員として出席してくださっていますので、後ほどコメントなどを簡単にいただければと思います。

今後は取組の内容を盛り込んだパネルの展示などを、8月6日から開催されますキッズデザイン博で行う予定でございます。

以上が昨年度の東京都商品等安全対策協議会の取組状況でございますが、今、私が申し上げました内容につきましては、2月5日に開催されました東京都消費生活対策審議会の場でもご報告しております。本協議会の会長の詫間先生が審議会の委員でもいらっしゃいますので、詫間先生からも補足説明などをしていただきました。ありがとうございました。

以上で昨年度の取組状況についてご報告を終わります。

○詫間会長 どうもありがとうございました。昨年度の「ベビー用のおやつ」の報告書が入っております。約90ページほどのものがございます。全体は分厚くなっておりますが、基本的にはプレス発表用の資料2というところが骨子になっていると存じます。

今、最後のほうでもおっしゃいましたように、大体こういう協議会とか、審議会の報告書というのはお蔵入りになる場合が多いんですね。つくったけれども、事務局の倉庫のほうに置かれてしまう場合もあるのでございますが、これは東京都というよりは、国のほうと言ったほうがよろしいんですが、本協議会は毎回今お話がありましたように母子手帳に反映していただくとか、それぞれの業界が自発的にガイドラインなり対策をお考えいただいて、国とか、都とか、そういうところから半強制的に規制をかぶせるというのはあまりいいことではないので、自発的にそういうふうに行っていただくのが

一番よろしいかと存じます。そういう動きがパイプ椅子のときにもございましたし、今回の「ベビーのおやつ」もかなり具体的に入っているということで、大変うれしいことじゃないかと思っておるわけです。

今ご説明の資料につきましては、いかがでございましょうか。ご意見、あるいはご質問でも結構なんですけど、ございましたらお願いいたしたいのでございます。小林先生。

○**小林委員** 啓発リーフレットについてですが、この配布先のリストを拝見しますと、2番目、(2)のところで、保育所の所管課7,850部、内訳は23区には200で合計が4,600ということですが、例えば、ここを見てみると、23区200部、1つの区に200枚ぐらいいただくとすると、公立あるいは認証等の保育所にこれが分けられて1つの保育所に、恐らく4・5枚という数になると思います。私どもの活動におきまして非常に頭の痛いことは、1つの保育園に100人からの子供さんたちがいるとすると、80世帯分ぐらいのものを用意しないと、まず配布される可能性が低いです。そして、とてもたくさんの数のこうした印刷物が毎日毎日雪崩のように来るということで、とても対応しきれぬものでなく、したがって、もちろん所管課から来たものであれば、それを無視されるということはないと信じたいのですが、それにしましても、数が少ないと、例えば、それを掲示するというところまで必ず配慮していただけているかどうかということも甚だ疑問なところがあります。残念ですが。

ですので、部数を増やすということは、なかなか予算にもかかわることですから簡単なことではないのかもしれませんが、できれば、もう少し部数を増やしていただけるとありがたいかなということと、それからぜひ、数が少ないのであれば、少ないなりに、一人一人の方の目にとまるような形で必ず掲示をしてくださいとか、今回のリーフレットもとても小さめのものなので、できれば、これを伸ばしたような大き目のものを制作して、ぜひそれを掲示してくださいというような形にいただけると、もう少し目を引いて有効なものになるのではないかなというふうに思います。このリーフレットが来ているはすだけど、見ましたかということをお聞きしたところ、ほとんどのお母さんたちは知らないとお答えになりましたので、ちょっと気になりました。お願いしたいと思います。

○**詫間会長** ありがとうございます。それでは、丹野さん。

○**安全担当係長** 今回は乳児を対象ということで、母子保健所所管部署にかなり手厚く配布いたしまして、実はこの23区の400から6,900という差があるんですけども、これは前年度の出生数分を見込んですべて、例えば、出生数が300何十人である区には400部、6,800何人という区であれば6,900部をお送りいたしましたので、乳児健診のときに一緒にお配りいただくということで、このサイズで、この内容になっておまして、小林委員のおっしゃるとおり、保育所などでの掲示とか、そういったことを見据えてのリーフレットではなかったなというふうに思っております。

実は保育所所管部署の幾つかからもっと欲しいということでお話がございまして、お話があったと

ころには、おっしゃっていただいた部数をそのまま配布しているところがございますので、今後、今おっしゃっていた内容につきましては、内部でも検討したいというふうに考えております。

実は子供用の衣類ですとか、折りたたみ椅子につきましては、全幼稚園児、全保育園児の児童数分を各幼稚園・保育園に送っておりますので、今回ちょっと乳児ということで、保育所の中でも乳児さんが何人いらっしゃるかなというところで、少し保育所には行った分が薄かったかなと思っております。今後、もう一度検討したいと思います。

○**詫間会長** そうですね。貴重なご意見をいただいて、熱心なところは、今お話がありましたように、幼稚園なんかも、もっとたくさん全保護者に配れるように欲しいということで申し出もあるわけですが、今度はベビー用ですから、もう一つ対象としては保健所ですね。3歳児健診とか、就学時の健診のときとか、そういうきをねらってというようなこともあり得るかと思えます。

それからポスターも、前は私の部屋にも飾ってありますけれども、パイプ椅子のは大きなポスターですね。ああいうのを保育所だけでなく幼稚園にも、これは1枚でいいと思うんですけども、一番目立つところに張っていただくようお願いするというようなことも、ひとつ反省材料としてはあるんじゃないかと存じますが、経費の関係もありますので、今度新課長になられた荒木課長様、いろいろご配慮くださればと思います。

どうもありがとうございました。

ほかに。山中先生どうぞ。

○**山中特別委員** 昨年度「ベビー用のおやつ」の協議会に参加させていただきました。そのときにちょっとお願いをしましたが、こういう報告書がどれぐらい利用されているかということ、今のお話を伺いまして、母子手帳あるいは業界のガイドラインにも反映されたということで大変すばらしいと思います。先ほどお話がありましたように、ポスターとかいろんな資料は山ほど出ていますが、その効果は、なかなか判定が難しいんですね。これは欲を言っているわけですが、例えば、ガイドラインが改定され、製品が半年後に改良され、2年後とか3年後に今回と同じように窒息しかかったという例も含めて同じアンケート調査を行って、前と比べて、1,000人対象でしたか、大体同じぐらいの母数で調査して本当に減ったかどうか、実はそこが一番の効果判定だと思います。ちょっと先の話になってしまいますが、短期的な評価とともに、件数が減ったかどうかまでやっていただけると、大変すばらしい活動になると思います。

以上です。

○**詫間会長** どうぞ。

○**持丸委員** テーマによってはもう既に2年経っているものもあるんですね。これはぜひともご検討

いただきたいということなのですが、とにかくフォローアップリサーチというのを何らかの形でできないかということですね。折りたたみ椅子とか、子供服とか、確かに一部我々も動いておりますので、どうなっていると聞かればできるわけですが、それに関して、一つは数字、これが出れば一番理想的ですね。ただ、その後の規格づくりとか、意識がどう変わったかというのもある程度調べることはできるはずですね。やはり、どうしてもこういうのは出たきりになってしまうことが多いので、ぜひともひとつフォローアップリサーチをしていただきたい。

これも前回、山中先生から話が出て、ちょっと今、先生がおっしゃらなかったのも、あえて私からも一度申し上げますが、とにかくジャーナルに出していただきたい。ジャーナルというのは学会誌みたいなやつですね。報告書は大変結構なんですけど、やはり消滅してしまうんですね。私も山中先生やうちの西田で言っていること、それはすごく賛成で、学会誌というのは、非常によいシステムで100年経っても図書館で必ず検索できるという意味では、非常に便利な仕組みになっていますので、これはご相談に乗りますので、多分、なかなかやる時間はないと思いますから、いずれにしても、何か調査をアーカイブして出していただきたい。それをぜひご検討ください。

○安全担当係長 わかりました。よく検討いたしまして、持丸先生、山中先生にご相談させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○総会長 いきなり学術研究とは行かないにしても、報告というようなことですね。研究報告というようなことでは載せてくれるところはありますね。大きな学会ですと、電子通信情報とか、学会と言っても数万部出ておりますからね。大きなところはかなりの規模で出ておりますが、いずれにしても、お蔵入りが当たり前なので、それにもかかわらず、フォローしてくださっているということに対して、まず大変感謝しているわけでございます。残念ながら、たいていの場合は、報告書が出たら、審議会とか協議会というものは、それで終わりなんでございます。

今、山中先生がおっしゃったのは、我々のほうで言いますところの介入研究といいますかね、前の段階で調べておいて働きかけをして、どれだけ改善されたか、英語では失礼ですが、インターベンションと言うんですけれども、介入をしていい方向に変わったかどうかというところを調べるという、これは客観的に出ると研究成果としては非常に高く評価されるわけでございます。ただ、一時点のところだけでどうなっているという、静止画じゃなくて、動画のような形になりますと、多分、博士論文みたいなところは、皆そういうふうになるんです。そういうことでいいサジェッションをいただけたと存じます。

それで、ちょっと時間も押していますので、ご意見が特に今の段階でなければ、日程の調整が非常に大事でございますので、第2回の、1つじゃなくて数個、オルターナティブを出していただけると

ありがたいのでございます。それで会の終わりのほうで、全部の方が一致するというの一番望ましいんですけども、なかなかお忙しいので、そうはいかない場合もあるかと思えます。その場合は、代理の方をお願いするということもあり得ると存じますが、ちょっと回収をさせていただきます。

続きまして、非常に大事な資料6のほうでございませうか。21年度の東京都商品等安全対策審議会、つまり本協議会のテーマの概要、それから流れでございませうね。どういうふうに進めていくかということについてのご説明を丹野係長さんのほうからお願いしたいと思います。

○安全担当係長 それでは、東京都商品等安全対策協議会テーマの概要についてご説明いたします。お手元でございます資料6、A3の横のものになっております。こちらと参考1から4までをホチキスどめにしてあります。こちらを用いてご説明いたします。

まずは資料6をご覧ください。こちらが協議の全体像でございます。

テーマは、「ライターの子供に対する安全対策」ということで、最初に言葉の説明をいたしますが、ここでいうライターというのは、このテーマが書いてございます下の※印のところでございますとおり、「タバコなどに点火する目的で使用されるもので、数百円程度の比較的安価なライター及び子供が興味を持つような形状のライター」というふうにこの協議会では定義したいと考えております。

また、「安全」という言葉にはさまざまな事柄が含まれますが、ここでいう安全対策とは、主に子供の誤使用を防止するという観点での安全対策ということでございます。

テーマ選定に至る背景でございますが、資料6の左側に記載してございます。

まず最初に、これからご説明するデータや事例でございますが、それらにつきましては、東京消防庁様のほうで監修された『あなたの子供も不慮の事故で泣かせていませんか』という、こちらの本がございます。こちらと、あと同じく東京消防庁様で毎年発行されていらっしゃる『火災の実態』という冊子がございます。こちらから抜粋させていただいております。こちらは、きょう東京消防庁様のほうから届いた最新版でございます。一応、この最新版の平成21年版には、20年のデータがありますが、今回のこの資料につきましては、この最新版は反映されておりませんで、19年までのデータでお話をさせていただきます。その点についてはご了承いただければと思います。

後ほど最新の平成20年のデータや事例につきましては、東京消防庁の清水委員のほうから資料のご提供がございましたので、詳しくご説明いただけたと思いますので、よろしくお願いたします。

では、「背景」のほうに戻ります。まず、国内の状況でございます。資料中の2つの円グラフをご覧ください。12歳以下の子供が発生させた火災件数でございますが、東京消防庁管内で平成19年からの過去10年間に943件ありました。そのうち火遊びが原因とされるものは717件で76%、火遊びのうちライターが使用された件数は512件で、火遊び全体の72%でございました。子供のライターに関

係した火災は、決して件数が少ないとは言えないということがおわかりいただけると思います。

ここで参考1をご覧ください。こちらの図1をご覧くださいたいんですが、火遊びの件数の推移でございしますが、火遊びの件数自体は、実は減少傾向にあるようでございします。この減少傾向の原因というのは、はっきりわかっていないようなんですが、当然、少子化などによって子供の数が減っているということも一因として言われておりますが、その減少傾向の理由というのはわかっていません。ただ、平成20年の最新のデータでいきますと、160件を超えておりますので、上向きですね。そんな状態になっております。

火遊びの件数自体は減少傾向にございしますが、図3の棒グラフをご覧くださいたいんですが、そのうちライターが関係している火災の件数というのは、実は横ばいになっております。平成20年はさらに70件を超えていたかと思ひます。しかも、このように子供の火遊びなどによる火災では、死亡者、負傷者が出るような重大事故につながるケースというのも多くなっております。

資料6をご覧くださいたいんですが、先ほどご説明いたしました2つの円グラフの下に、火災の事例が2事例記載してございします。

まず、1事例目が子供、6歳未満のお子さんなんですが、室内でライターで遊んでいるうちに、押し入れのふすまに着火し延焼、ベビーベッドにいた次男が亡くなってしまったということでございします。

2つ目の事例は子供ですね。こちらも6歳未満のお子さんなんですが、2人で室内でライターで遊んでいるうちに雑誌に着火し延焼。母親と別の子供が重症、生命に危険があるですとか、中等症、入院の必要のあるような火傷を負い、4人が煙を吸い込んで受傷したというものでございします。

もう一度参考2のほうをご覧くださいたいんですが、こちらにそのほかの事例、今の2事例も含んでおりますが、幾つか挙げておりますので、ご覧いただければと思ひます。今、ご説明いたしました2事例につきましては、死者や重症者が出た事例ということでございします。

併せて参考の2を1枚めくっていただきまして、参考3をご覧くださいたいんですが、こちらは全国の消費生活センターに寄せられた相談事例でございします。過去10年間で8件ということですので、先ほどの東京消防庁様のデータよりもかなり少ない件数なんですが、これらの事例につきましては、先ほど詫間会長からヒヤリ・ハットというお言葉があつたんですが、それに近いものがほとんどでございします。火災には至っていないんですが、火傷をしてけがをしてしまったという事例がほとんどで、お子さんがライターとは知らずに使っていて、火傷をしてしまったというケースでございします。これは販売する側ですとか、提供する側のほうにも問題があるような事例が多いかと思ひれます。こちらはまた後ほどご覧いただければと思ひます。

また資料6のほうにお戻りいただきたいのですが、子供のライターに関係した火災は重大事故に

つながるケースが多いと申しましたが、平成19年は死亡者が3名、平成20年は2名とのことでございます。この点につきましては、後ほど清水委員のほうからご説明があると思いますので、詳細についてはここではご説明いたしません。こういう事故が起こったときの教訓ということで、日本国内で行われているのは、まず、子供の手が届くところにライターなどを置かない。こちらのほうにも書いてございますが、あと子供だけを置いて外出しない、子供に火の恐ろしさを教えるなど、もののほうからというよりも、保護者のほうが気をつけなさいというところでとどまっております。

私どもライターの子供に対する安全対策という観点で、子供のライターによる火災が多い理由とこのことを考えてみましたところ、その1つとして、資料6の左側の中ほどにございます、「子供が簡単に操作できないようにする」という、これをチャイルドレジスタンスといいます。そのような基準が日本国内にはないため、子供でも簡単に操作できてしまうライターが流通しているということが挙げられると思います。

子供のライターによる火災を減らすには、注意喚起などを繰り返して行うだけではなくて、ライターの側に抜本的な対策が図られることが最も有効であるというふうに考えます。海外では、そのような観点での取組が進んでおります。しかも、それで効果を上げているようです。資料の左側の下のほうをご覧ください。海外の状況について記載してございます。

まず、一番早く基準を策定し、適用したのがアメリカでございます。平成6年にCPSC、いわゆる消費者製品安全委員会において、ライターのチャイルドレジスタンス機能に関する安全基準が策定されました。その4年後、平成10年には1年間に火災4,800件、死亡者130人、負傷者950人の事故を防ぐことができたという評価をしております。

資料の一番下ですね。その他の国ということなんです。アメリカと同じような取組は、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドでもアメリカを追うように、次々と行っているようでございます。

また、今の1つ上のEUですね。EUでの取組でございますが、EUではライターの誤使用で子供が負傷する事故が年間1,500件から1,900件あったということで、平成14年にアメリカと同様の基準を欧州規格として策定しております。平成18年にはEUの加盟国20カ国では、この基準を満たさないライターの販売を禁止することとしております。

ここで度々で申し訳ありませんが、参考4をご覧ください。ここで先ほどから基準、基準と申し上げておりますが、アメリカやEUなどが策定した基準とはどういうものか、またアメリカとEUの基準は全く同じではなくて、微妙に異なっておりますので、その異なっている部分をご説明するために、この資料をつくりましたので、こちらをご説明したいと思います。

まず、この表の中で太字で網かけがしてある部分は、アメリカとEUで異なっている部分でござい

ます。基準の適用ですが、アメリカは1994年(平成6年)ですね。EUは2002年に承認ということになっております。EUにつきましては、この表の一番下をご覧くださいなのですが、2006年から基準を満たさないライターの販売を禁止ということでございます。アメリカのほうがEUと比較して、10年程度早く対応をとっているということになるかと思えます。

次に適用されるライターですが、両方ともタバコに点火する目的のものということでは同じでございます。アメリカにつきましては、安価な燃料の再充填ができない使い捨てライター、EUは安価なライターというところは一緒なんです、再充填可能なライターも含むということになっております。ここでいう安価という線引きなんです、アメリカは2ドル、EUが2ユーロです。為替レートなどを拝見していますと、2ドルと2ユーロ、微妙な違いはありますが、ほぼ同じ価格帯ということ。日本でいうと200円前後、200円から300円の間ということになるかと思えます。

さらに、両方とも子供が興味を持つようなライターをノベルティーライターというふうに定義しております、その子供という年齢をアメリカは5歳未満、EUは51カ月ということで4歳3カ月未満の子供としております。こちらも4歳か5歳かということですので、微妙な違いということ。一応、ノベルティーライターに該当すると思われるライターを日本国内では手に入りましたので、購入してまいりました。皆様これからお返ししますので、つけていただければと思うんですが、これは炎が小さくて見えないんですが、こういうライターです。あとチョコレート形の、お子さんがとっても興味を持つと思うんですが、火がつきます。あとお子さんが興味を持つようなキャラクターが書いてある仮面ライダーです。こちらもつけると光るんですね。光るものを子供は興味を示しますので。こちらはビンの形をしております。ちょっとつけてみていただければと思います。普通の雑貨店で購入してまいりました。あと、こちらはターボライターと言われるものなんですけれども、これは火力がかなり、火炎がすごく出ておりますので、ちょっと注意してつけていただければと思います。

(ノベルティーライター、回覧)

次に、「要件」というところがありますが、その下に「試験方法」というのがございますので、そちらのご説明を先にいたします。この内容につきましては、アメリカとEUとではほぼ同じになっております。42カ月から51カ月の子供を幼児パネルと言っているんですが、この幼児パネル100人に対して、火の代わりに音や光がつく模擬ライターというのを、5分間で2回、計10分操作させます。100人のうち模擬ライターの操作に成功した子供が10人以下の場合は、そのライターの機能は合格、11人から18人の場合は継続試験、19人以上の場合は不合格ということになります。継続となった場合は、別の100人の幼児パネルに対して同じ試験を行います。模擬ライターの操作に成功した子供が、1回目のパネルのときと合算して、11から30人の場合は合格、31人以上の場合は不合格ということにな

ります。試験の実施につきましては、アメリカは第三者への委託試験が可能ということで明記されています。EUについては同じような規定は明記はされていませんでしたが、これは私どもが原文を取り寄せて翻訳した限りでございますので、実際は可能かもしれません。このあたりはまだはっきりとはわかっておりません。

1つ前に戻っていただきまして、求められる要件でございますが、アメリカは安価な使い捨てライターとノベルティーライター、こういうおもちゃのようなライターですね、ともに幼児パネルの85%についてライターの作動防止をし得るもの。すなわち、先ほどの試験に合格したものはOKということです。また、一度点火をすると自動的にロック状態になるものでなければいけないということになっております。

一方、EUでは、ノベルティーライターということだけでまず要件から外れます。基準に合わなくなるということです。ノベルティーライター以外の安価なライターについては、試験を合格したものでなければいけない。こちらも一度点火すると自動的にロック状態になるものでなければいけないということになっております。一応、試験に合格したライターということで、国内のメーカーさんがおつくりになったライターでしょうか、きょう仲野委員のほうから3種類のライターをお持ちいただいておりますので、こちらも皆様一度操作していただければと思います。なかなか難しいですね。

(試験合格ライター、回覧)

アメリカとEUでは、ノベルティーライターの扱いが決定的に違うということでございます。アメリカは試験で合格すれば、おもちゃのようなライターでも可ということなんですが、一方、EUは、おもちゃのようなノベルティーライターは、その形状自体でだめということになっております。

では、再び資料6のほうに、ライターをお試ししつつ、お戻りいただきたいと思っております。皆様つけられましたでしょうか。3種類ぐらいあるみたいなんですけれども、私、1つしかつけられなかったんですが。

では、資料6のほうに戻ります。国内及び海外のこうした状況を踏まえまして、今後ライターの子供に対する安全対策についてご検討いただくわけなんです、資料の右側をご覧いただきたいと思っております。協議という欄がございまして、そこに協議会の開催というのがあります。協議会の開催は本日が1回目、2回目を9月中、3回目を10月中に開催いたしまして、3回の開催でご報告いただければというふうに考えております。後ほどスケジュールの詳細につきましてはご説明いたしますが、かなりタイトな日程になりますので、必要に応じて4回の開催ということも考えております。委員及び特別委員の皆様にはご協力のほど、よろしく願いいたします。

また、協議に当たりましては、必要に応じて、調査などを行ってまいります。ライターの試買調査、

業界の方々へのヒアリング調査、文献調査を行う予定でございます。先ほどご説明いたしましたアメリカやEUの基準も文献調査の一環で行っております。調査の具体的な内容について、ご意見などございましたら、後ほどご発言いただきたいと思います。

協議結果を踏まえまして、消費者への情報提供、注意喚起、国への提案及び業界団体への要望などを東京都のほうで対応してまいりたいと考えております。

なお、国ということで、ここで挙げておりますが、恐らく協議会最後が10月になると思いますので、国への提案先は発足したばかりの消費者庁ということで、それを念頭に置いてご検討いただければというふうに思います。

この協議で得られた効果といたしまして、子供のライターの誤使用がなくなり、日本においても火災件数と、それに伴う死亡者、負傷者が減少するという、アメリカと同様の効果が出るというふうに期待しております。

以上で協議会テーマの概要について説明を終わります。

○詫間会長 どうもありがとうございました。今、冒頭に丹野係長さんがおっしゃいましたように、平成20年度の東京消防庁のほうからの最新のデータも出ているようでございまして、件数はちょっと増えていますか、130から168ですか。その辺を清水委員のほうから、もうちょっと詳しくお願いできればありがたいと思いますが。

○清水委員 それではお手元に配布されています「火遊びによる火災の実態について」という資料をご覧くださいと思います。

この資料には平成20年まで、昨年までの火遊びによる火災の状況がまとめられております。ちなみに火遊びというものの定義ですけれども、1枚この資料をおめくりいただきますと、末尾のほうに「『火遊び』とは、14歳未満の者が遊びを目的として出火させた火災をいいます。」ということで、こういった定義の中で火遊びの火災を抽出しております。

前にお戻りいただきまして、先ほどもご説明ありましたけれども、平成16年以降減少傾向にあったんですけども、平成20年中は168件ということで増加をしております。昨年は2名のお子さんが亡くなられている。その前の年は3名亡くなられている。20年中は1件で2名のお子さんが亡くなられております。

ちなみに、平成20年中の東京消防庁管内の火災件数は5,763件ということですので、168件、3%という少ない数字ではありますが、重大な事例が多く出ておりますし、負傷者も多く出ていくということでございます。

2番の20年中の発生状況を月別に見ますと、1月、3月が多くなっております。この時期は火災多

発期と呼ばれる時期でございますけれども、空気が乾燥していることから火災になりやすいということが、その1つの原因ということでございます。

(2)の時間別の発生状況ですけれども、ここに書いてあるとおり、14時から18時、特に16時台が一番多いということです。これは子供が学校から帰ってきて、放課後の自由時間ということで、この時間が多くなっているということだと思います。

(3)の発火源と出火箇所ですけれども、この発火源というのは、出火の原因となったものです。それが「ライター」が73件ということで最も多くなっております。続いて「マッチ」ということで、マッチは最近なかなか見かけないんですけれども、15件のマッチの火災が発生しております。

出火箇所を見ますと、建物から出火した火災61件のうち、居室、これは通常使う部屋、子供部屋も含まれます。これが21件ということで最も多くなっております。

1枚おめくりいただきまして、これは発火源別の出火箇所です。発火源と、建物あるいは建物以外のこういった場所に出火をしているかという状況をまとめたものでございます。「その他」というものもありますけれども、建物の場合ですと、やはり「居室」が一番多くなっている。建物以外については、建物の敷地の中、そこで建物の裏のほうに隠れて火遊びをしている。そこで火災になっているという件数が多くなっております。

それから、もう1枚の資料のほうは、火遊びにより死者2名が発生した火災の概要でございます。これは昨年の1月、お昼の12時ごろ発生した火災でございます。都内で発生をして、建物の半焼が1棟、死者が2名出ております。

概要ですが、住宅の2階の居室内から出火した火災です。この火災で男児2名が亡くなっております。原因は両親が外出中、先ほども説明がありましたけれども、外出中にこういった事件が発生をしていることが多いということなんですが、2歳の男児が母親のライターを用いて、居室内に干されている洗濯物に火をつけた。これが出火原因です。近所で工事をしていた男性が気づいて通報しております。その後、その男性が初期消火をしていますけれども、消火できなかったということで延焼拡大して、2名のお子さんが亡くなられた。2歳の男児のもう1人ですが、1歳の弟と一緒に亡くなってしまっているということです。

教訓等はそこに書かれているとおりです。これ以外にも、東京消防庁の管轄外ですけれども、記憶に新しいと思いますけれども、今年の2月、埼玉県行田市で4歳の双子の男の子が2名死亡しているという火災も発生しております。同じく今年の1月、千葉県松戸市、これも公営住宅の火災で、4歳男児、3歳男児、それから6カ月児の3人が亡くなっている。これも母親が外出中に子供が火遊びをしたものと見られております。こういった形で火遊びをしている同じぐらいの年代の兄弟も巻き込

まれるという事例が多くなっております。

雑駁な説明で恐縮でございますが、以上でございます。

○**詫間会長** どうもありがとうございました。毎回、最新の重要なデータをご提供いただき感謝しております。

先ほどの2歳の男子と1歳の男子が巻き添えになったということですが、これは両親がタバコを吸っておられて、それでライターを置いておられて、そのライターがさっきのノベルティーですかね、絵がかいてあって非常に子供の興味を引きつけるようなものであったというようなことを伺っておりますが、いずれにしても、子供、特に複数いると起きる可能性が高くなるわけですね。いろんなご事情あるんでしょうけれども、置いたまま買い物に行くというようなことで、そういうときにはなるべく連れていってもらわないと困るわけなんですけど、いろんな要因が重なって、非常に悲惨なことに結果としてはなっておるわけでございます。千葉の場合は、3人亡くなったケースですね。3人一遍に亡くなってしまいう場合もあるわけですね。

一番大事で、今、丹野係長さんのほうからのご説明は、資料6でございます。これは協議会の進め方の構造図みたいなものでございますが、ここから方向性をもう少し絞り込んでいくということになると思います。

まず本協議会では、シガレットライター、こちらに仲野専務理事がおられますが、ご承知のように、ライターはパイプにつけるためのライターもございますね。これはかなり高価で、この間ちょっと高級ホテルで見ましたら、2万5,000円とか、3万円とかするようなものもありますし、それからシガーにつけるのもございますね。もちろん、そういうときのあれは、シガーがケースに入っていて、それ自体は1本、1万5,000円すると値段が書いてありましたけれども、そういうのは一応今回は除外して、いわゆるシガレットという、ニコチンの含有量ですね、これもアメリカのFDAが、最近、相当規制をかけております。それから余談ですけども、マイルドとか、ライトとかという名前をつけてはいけないというような権限が強化されておりますが、そういう意味でシガレットにつけるライターということですね。

それと、アメリカとユーロ、欧州委員会では、先ほどご説明がありましたように、客観的な基準をさらに細かく規定しておられるわけですが、非常に頭のいい方がつくっているという感じが、この間のパイプ椅子のときにも感じましたけれども、日本は100円ライターと言いますけれども、レートは毎日変わっているわけでございますが、この値段から言うと、ユーロの場合は300円ライターぐらいになりますね。ただ、日本は無料のもございますからね。それがこの間飛行機の中で47個ぐらい見つかったというので、ちょっとぼやが起きたりしましたね。これは子供だったとは言えませんが、大人も含めての話ですが、ただで配られるというようなこともあります。今、後のほうで配っていただいたのは、ス

トッパーがついていて押さないと下がらないような工夫をして、チャイルドレジスタンスといいますか、チャイルド・セーフティ・プルーフと言ってもいいと思いますけれども、欧米の場合は、そういう仕掛けのものでないとパスしないということです。

これは後でご説明があると思いますが、日本でつくったものばかりではなくて、輸入のものがかなりあるわけなんですね。あまり国名を挙げるとしかられるかもしれませんが、メイド・イン・チャイナなどというところもありますけれども。だから、そこら辺もおいおいご検討していただいて、国内のものだけじゃなくて、外国製のものについても、一応の対応を図っていかないと、こちらの協会のほうで順次いろいろお考えいただけるとは思いますけれども、国内だけの自主規制をしても、外国からそういうノベルティーも含め、ものがどんどん入ってくるということになりますと、あまり効果が出ないということもありますが、これはいろいろ大変な国際的な問題もありますので、一概には言えないんですが、そういう問題も潜在してあるということをご認識いただければありがたいと存ずるわけでございます。

それで、ちょっと時間をいただいて、今、清水委員からのご説明をも含めまして、全体の総括的といつてはあれでございまして、特にこの資料6の流れでいろいろヒアリングを含めた調査というようなものですね。これも一応考えられておられるわけでございまして、あと一応の結論が出たものを、どういところに働きかけるかということについても、ここにそれぞれ工夫させていただいておるわけでございます。

ということで、全体を今の資料6も含めまして、ご説明の範囲でご質疑とか、ご意見とかがございましたらおっしゃっていただきたいわけでございます。特に仲野様のほうはいかがでしょう。

○仲野特別委員 喫煙具協会、仲野でございます。私どもの業界団体は日本で全国団体、会員さんが約80社いらっしゃいます。ちょっとお時間をお借りしたいと思うんですけれども、昭和60年代の初めまでは、日本はライターの輸出国でした。世界中にライターを輸出しておりまして、その世界に占めるシェアは90%以上ございました。ですから、海外旅行が盛んになった時期に、外国に行かれてお土産でライターを買って日本に帰ってきてよく見たら、メイド・イン・ジャパンだったじゃないかというようなお話をよく伺っております。その後、昭和60年代後半に入りまして、他の雑貨製品も同じように、会長は国名をおっしゃらないとおっしゃいましたが、生産拠点を中国に移転をいたしまして、今日本国内でライターを製造する会社さんというのはほとんど皆無な状態です。ですから、全くの輸入産業になっております。

私ども業界としては、ライターというのは火をつける道具ですから、潜在的な危険性を有しているということで、いわゆる消費者の安全対策を最重要の事業として取り組んでおりまして、先ほどご紹介がございましたが、ライターの安全基準づくりというのは、一番最初アメリカで始まっております。

昭和48年ぐらいからアメリカのASTMという場で始まっておりまして、ここでずっと安全基準づくりをやっておりまして、今年、五十数回目の会議がございますが、これにずっと参画をしてきております。

そのアメリカで始まりましたライター的安全基準づくりが、その後、国際基準が必要だということで、国際標準化機構 (ISO) のもとで基準をつくらうということで、平成元年にISOの国際基準の第1回目の基準書が発効されております。その後数回基準改正等を経て、4年前になりますでしょうか、2005年にISOの規格の最新版が発効しております。これはライターの一般的な安全基準ということで、炎の高さが高過ぎてはいけないとか、それからライターというのは、主にガスライターの場合はプラスチックのタンクの中に高圧の圧力を持ったガスを詰めているわけですから、その耐圧性能とか、落としたときの耐衝撃性能とか、そういうような一般的な安全基準を、このISOの規格の中で要求されております。

それとは別に、先ほど事務局からご紹介がございましたように、アメリカにおいては、私ども業界ではチャイルドレジスタンスのことを省略して、CRと言っておりますが、そのCRについて、先ほどご紹介がございましたように、アメリカでは平成6年に、これは強制基準として実施開始されております。その後、ヨーロッパにおいて、平成18年ですか、19年ですか、この辺は実施開始の時期とちょっと見解が違うところがございますが、ヨーロッパでも実施開始されております。

きょう非常に参考になりましたのは、東京消防庁さんからのデータをちょうだいいたしておりますが、私ども残念ながら、ライターに関するいろいろな事故のニュースをテレビとか新聞報道で見まして、もしかしたら子供さんによる火遊びかなというようなことを感ずるときもあるんですけども、その後、照会しても、その事故原因とか、どういう状況でそういう火災が発生したのかとか、警察とか、消防とかなかなか情報をちょうだいできないという問題がございましたので、きょうは大変貴重な資料をちょうだいできたかなと思っております。

私どもも安全対策については、最重要な事業として取り組んでおりますが、残念ながら先ほどの資料のように、年間2人、3人の死亡事故が出ているというような実態がございますのは、非常に残念なことだというふうに感じております。

ただ、この日本国内で、いわゆるCR (チャイルドレジスタンス) が必要かどうかについては、業界の中でも評価が分かれております。非常に効果があるというお考えもございます。その一方、いわゆるご高齢の方、あるいはお体に障害のあるご不自由な方ですね。このような方については非常に使いづらくて、かえって危険性があるんじゃないかというような意見もございまして、チャイルドレジスタンスの対応について、コンセンサスができていないというのが現状でございます。ですから、この協議会の内容がまとまりましたら、その内容について業界でさらにどういうふうな対応がとれるのか検討して

まいりたいというふうを考えております。

ただ、1点ちょっと質問といいますか、アメリカ、ヨーロッパでは、いわゆる5歳、6歳の方を対象としたCRの規制でございますが、今回の資料を拝見いたしますと、12歳までの方の、いわゆる火遊びの事故が多いですよという資料になっておるようでございますので、例えば基準を強制適用するとき、その辺の年齢の線引きがどうなるのかなというのが、ちょっと危惧がございます。いわゆるアメリカ、ヨーロッパのように5歳、6歳の方の動作機能と12歳前後の方の動作機能では、かなり差があるのではないかなという感じがいたしました。

それともう1点でございますが、非常にタイトなスケジュールのようでございますが、3回でどういふふうにまとめられるのかということが非常に心配でございます。いわゆる、CRが必要だということの前提で協議会が進むということであれば、非常に残念な結果なのかなというふうに考えております。また、そのCRをどういふふうに運用するかは、報告書をまとめられて、国に要望されて、国が法規制等を考えられると思うんですけども、そのときに対処法の適用範囲、あるいは実施方法をどうするか、その辺についてもある程度協議会の場で方向性を出していただけたらなというふうに考えております。

以上でございます。

○**総間会長** どうもありがとうございました。協会のほうで、冒頭に申し上げましたように、前向きに自発的にいろいろ対処法をお考えいただくというのが基本的にはありがたいことではないかと思えますし、また協議会が、特に仲野さんのほう、言葉は悪いんですけども、被告席みたいな形で進めるといふふうには考えておりませんので。

報告書につきましては、骨子案が、今調整しておりますけれども、多分、次回の9月初中旬の会のときまでにつくらないと間に合いませんので、そこで報告書を細かくチェックしていただくわけですから、できましたら、清宮部長さんの了解も得て、その間にこれから9月の中旬の間に、夏休みも挟みますけれども、丹野さんのほう、あるいは荒木課長さんのほうと下相談を、今3点ほど重要なポイントをおっしゃいましたけれども、年齢の問題ですね。アメリカは4歳、EUは51カ月という非常に微妙なところで線を引いておりますが、そういう問題もございます。それから障害者が使う場合とか、私も間もなくなりますが、既になっているかもしれませんが、老人が使う場合の、かなり力も要りますから、ストッパーを外すというのなかなか難しいのもありますし、いろんなそういう問題もあろうかと思えます。ですから、そういうところについては、オプションとして何か考えるかとか、そういうようなことも随時考えていきたいなと思うわけでございますが、ですから、きちっとでき上がっちゃってからではなかなか問題を解きほぐすのは難しいので、非公式に随時丹野さんのほうに連絡していただいて、丹野さ

んは部長さん、課長さんと下相談されるかと存じますが、丹野さんは非常に手慣れておられるので、時間的には初中旬に報告書ができちゃうんですよ。ですから、それが固まらない先に、私も必要だったら参画させていただきますけれども、そういうことをご了解いただけたらありがたいというふうにご説明を聞きながら思ったわけでございます。

○仲野特別委員 それでは、次回報告書の骨子が出るということのようですので、その前にもう1点だけ付け加えさせていただきたいことがございます。

実は今回、この検討の対象になっている、いわゆる安価なライター、これが業界の推定では日本国内に年間5億数千万個流通しているというふうに……。

○詫間会長 6億近くですか。

○仲野特別委員 6億まではいっていないでしょうが、5億5,000万ちょっとぐらい、昨年度の実績であるというような業界の推計でございます。このうち約80%が中国からの輸入。ですから2億五、六千万個が中国から入っております。私どもの業界では、ライターの安全基準に関して検査制度を設けておりまして、これはCRの部分とはちょっと離れるんですけども、一般的なライターの安全基準の検査制度を設けておりまして、その検査に合格した商品には、業界で統一ラベルをつくって張っていただいているわけなんですけど、これに対象になっている商品が昨年の実績で2億8,000万個前後。そうすると半分ぐらいが私どもの業界の検査の対象になっていない商品。それも出所表示がはっきりしないとか、電話番号は表示してあるけれども、実際には実在しない電話だとか、PL保険付と書いてあるにもかかわらず、保険はかけられていなかったとか、そういうようないろいろな問題がございます。

それから私どもの業界としては、このCRはもちろんなんですけれども、ライター全体について、やはり消費生活用製品安全法の特別特定製品の指定を受けたいというふうに考えておりますので、その辺も含めてご協力を……。

○詫間会長 それは、また消費者庁の動きが非常に微妙に絡んでまいりまして、選挙が31日でございますか、その後、小委員会その他のこともあるようで、その辺は清宮部長が非常にお詳しいんだと思います。今おっしゃった検査基準は公表しておられるわけですね。炎の高さとか、ガスが漏れないとか、マークをつけるために検査する基準があるわけですね

○仲野特別委員 はい。

○詫間会長 それはぜひ勉強したいと思いますので、お差し支えなければ、丹野さんのほうに、コピーをいただくなりなんかさせていただくといいかもしれません。

○仲野特別委員 ISOのスタンダードで。

○持丸委員 ということは、例えば、これはCRみたいなものを日本でやろうとしても、半数は今のところはどのみちチェックできないという。

○仲野特別委員 ボランタリー・スタンダードでやるとしたらできない。

○持丸委員 そういことですね。もう一つ質問なんです、今、日本は生産拠点を中国に移しているということは、結局、日本メーカーが中国で生産している、もしくは中国で委託生産をしているような感じですよ。

○仲野特別委員 両方ございます。

○持丸委員 結局、そこで委託生産したのが中国からアメリカへ輸出されているというケースはあまりないんですか。それはみんな日本に戻ってくるケースばかりですか。

○仲野特別委員 中国からダイレクトにアメリカ、ヨーロッパの輸出はあると思います。

○持丸委員 それは日本メーカーが委託生産したものが？

○仲野特別委員 ではないですね。日本はライターの輸出国としての地位を失っておりますので。

○持丸委員 ということは、事実上中国でつくったものが日本へ入ってくるか、日本から委託生産したものが日本へ戻ってくるかのどちらかが中心になっていると。

○仲野特別委員 そうでございます。

○持丸委員 わかりました。ありがとうございます。

○詫間会長 どうぞ。

○小野特別委員 事前に勉強してくればよかったんですけども、SGマークでもライターに関する規定としての安全基準があったと思うんですが。

○詫間会長 けさ問題になっていましたね。朝日新聞かなんかで、トップ記事で。

○小野特別委員 その点については触れていらっしやらないんですけども、実際どうなのかちょっと教えていただけますか。

○仲野特別委員 実は今回対象になっている、いわゆる100円ライター、使い捨てライター、これに関しては、製品安全協会さんのほうが昭和52年に安全基準をつくりまして、私どもの業界は、これとパートナーを組んで、ずっと会員さんの製品についてはSGマークを表示してきておりました。ところが残念ながら、平成17年にSGの基準改正がございまして、この基準の中に、安全協会さんはライターに消費期限をつけなさいという基準をつくりました。業界としては、消費期限をつけることは、ライターというのは国際流通商品ですので、そういうようないろんな問題、流通障害になるということで、それではSGマークは張れないよということで、一旦ばらばらになりそうになったんですが、それは喫煙具協会の安全基準が受け皿になりまして、現状、SGに代わって、私どもの業界団体が検査制度、

表示制度を設けております。

○**詫間会長** ありがとうございます。SGもちよっと基準が揺らいできているようでございますので。

○**安全担当係長** 今現在、SG協会のほうを確認しましたところ、SGに入っていっしやるのは1社さんだけでしょうか。ほとんどが喫煙具協会さんのほうで対応されていっしやるようです。それが現実のようでございます。

○**詫間会長** 今、アメリカが数年前、EU欧州委員会が中心になって、2006年ですから、もう既に3年経っているわけでございますね。そういうぐあいに、日本は多分5年以降になってしまうわけです。もしああいっしスタンダードが国家レベルで規制されるといいますか、設定されるということはですね。EU、アメリカが非常に厳しいから向こうに輸入できませんので、それがこっちに跳ね返って入ってきているものもかなりあるんじゃないかなと。本心は、むしろ2ユーロで売れば、日本で100円で得るよりずっと得になるわけですから、欧州に持ち込みたいという業者さんもおられるんじゃないかなと思ってさっき伺っておいりましたんですが。ですから、そういう意味で逆に国際的にも関係してくるものから、その辺を慎重に考えなきゃいけないのかなと思った次第でございます。

また戻りますけれども、いずれにしましても、先ほどおっしゃったCRと業界では言っておられるチャイルドレジスタンス、抵抗ということでございますか、安易には操作できないという意味でございますね。そのものについて、どういう形でそちらの業界様のほうで、さっきボランティアなスタンダードだというお話もなされたわけでございますが、その辺につきましては、関係するところが非常に大きいので、再び申し上げることになりますけれども、ちょっと事務局のほうと小委員会的にすり合わせを進めていただければありがたいなというふうに思っておるわけでございます。

いずれにしましても、先ほどの検査基準、これはさっきの炎の高さとかそういうものも入るわけですね。あるいは途中からガスが漏れないとか、そういうようなことを含めて、それは参考にまず土台としてなると思いますので、ぜひ勉強させていただきたいなというふうに思ったわけでございます。

ほかの先生方からいかがでございますか。今の問題、山中先生。

○**山中特別委員** 東京消防庁の方にお聞きしたいんですが、今回、詳細なデータがありますが、多分、実際にはライターかどうかわからないけど、ライターであったというものも含まれているんですね。数は最低の数であって、それ以上起きている可能性があるということですね。

○**清水委員** この数字が最低限です。

○**山中特別委員** ライターというのは、現場に行って燃えが一番ひどいところに、それが落ちているということですか。

○**清水委員** そうですね。火災現場で我々が調査をいたします。燃えぐさをすべて掘り起こして調

査をする。なおかつ、関係者にもいろいろ質問をいたします。そういったものから推定、あるいは断定をする。

○山中特別委員 多分、この件数以上、実際は起こっているのですよね。

○清水委員 だと思います。わからないものも非常に多いものですから。

○山中特別委員 我々小児科医は火災をみることがないものですから、初めて見たデータなんです。さっきお聞きしていて気になったことがあります。今回のライターを検証をする子供は、14歳までと書いてありますが、3歳、4歳、5歳ぐらいの子がライターをいじると、10歳、12歳がいじるとは全然違って、多分、10歳、12歳だったらレジスタンスがあろうが、なかろうが、我々より器用につけるとと思います。今回検証するに当たっては、東京消防庁のほうからライターによる火遊びで重症度が高い例の年齢層を調べていただくと、さっき2歳という話がありましたが、アメリカやEUで対象としているように、5歳未満が多いのではないかと思います。多分、五、六歳以上になると、レジスタントであっても関係なさそうなので、対象を幼児に絞る。東京消防庁のデータからライターによる火災が起きた事例の子供たちの年齢層がわかれば、どうしてそこを対象として今回検討したかということがわかるので、その辺のデータがあればいいのではないかと思います。

それから、東京消防庁の本を先ほど見せていただいたんですが、「子供の手の届かないところに置く」と書いてありますけれども、実際、子供を見ていると、家の中で子供の手の届かないところはないんですよね。どんなところでも届きますし、それから、子供たちは親がやっていることをよく見ていますから、親がタバコに火をつけているのを見れば、親がいなくなればそれをマネするわけですし、どこかに隠していても、それも見ていますので、親がいなくなったらそこから出してくるわけです。ライターの火災予防のために、「手の届かないところに置く」といっても、これはあまり役に立たないと思います。火の危険性を教えるといっても、多分、4歳以降にならないと熱いことはわからないと思います。

ちょっと話が飛びますが、欧米では、薬による中毒が多い。薬をのんで死亡する子供もいます。そこで欧米では子供たちの前で大人は薬をのんではならないと指導しています。真似をするからです。それから、ドロップとか、チョコレートと間違えるので、薬に色をつけてはならない。目を引くデザインであってはならないとも言っています。ライターも、少なくとも5歳未満ぐらいであれば、薬と同じように、そういう規制みたいなものがあってもいいというのが私の意見です。1歳前はライターをつけることはできません。1歳半をすぎないと多分ライターをひねることはできないと思います。やはり2歳、3歳、4歳、5歳あたりをターゲットにして、話を進めていったほうが論点が絞れるのではないかと考えております。

以上です。

○**詫間会長** どうもありがとうございました。特に対象年齢ですね。ですから、18カ月から60カ月とか、対象の幅を絞るということは非常に大事ではないかと存じますが。

○**小野特別委員** 私も山中先生のお話に賛成をしております、年齢である程度限定すべきだと思います。ある時期の子供は、大体親の真似をして事故にあいますので、親の真似をする時期というものを重視してやるべきだろうと思います。ただ、子供がする真似というのは、想像を絶するところがあります。よく誤使用ということを言いますが、使い方も判らずに無意識に真似しているところがありますから、どこまで基準を設ければ良いのかが非常に難しい課題となります。できましたら、これではだめという基準よりも、その年齢の子供にはできない運動能力や操作能力を考慮して、メーカー側にある程度の自由裁量の余地のある基準にして行ったほうが良いと思っています。企業にとっても、知恵を使って切磋琢磨していく方向のほうが、今の段階ではより良いと思います。特に子供を対象にしていない商品というのは、シュレッダーなんかもそうですけれども、安全基準の設定が非常に難しいと思っているからです。

次いでながら、流通方にも課題があると思います。現在、100円ショップでは3つで100円ぐらいのライターが売られています。1つ使うために、残りの2つが家の中に転がっているという状況があります。もう少しみんなでこうした状況を意識できるような取組も必要なのではないかと思います。よろしくお願いたします。

○**詫間会長** おっしゃるとおりかと思いますが、「あなたのお子さまの安心・安全に役立つライター」とか、そういうような表示などを付けていただくとか、ただ、ストッパーをつけるためには、つけないのと比べるとコストは当然上がりますよね。

○**仲野特別委員** はい。

○**詫間会長** ですから、それだけのものを回収するだけ数が売れるということも考えないと、多分、協会様としては参加している方に説得するときに難しいのではないかなと、素人でございますが考えておりますが、その辺はいろいろ工夫していただきたいと思います。

ちょっと時間も8時5分前ぐらいには終われというご指示もございますので、もう一度資料6に戻りまして、これから先の流れ、方向性でございますね。それについてもう少しご説明をいただいた上で、ご討論を締めくくっていきたいと思いますが、いかがでございましょうか。丹野さんのほうから。

○**安全担当係長** それでは、資料7、こちらをちょっとご覧いただきます。あくまでも案でございますので、今のお話を伺っておりますと、協議会の開催の回数もこちらでもう少し検討しなければいけないかなというふうに考えているところでございます。

では、用意いたしました資料7に基づきましてご説明をいたします。

まず、協議会は当初の予定は3回程度ということで考えてございます。1回目が本日でございまして、テーマの概要などについてご説明いたしました。その後皆様方から安全対策についてのご検討ということで、ご意見もいただきまして、2回目は9月の上旬、中旬ぐらいになるかと思いますが、開催いたしまして、さらに安全対策について踏み込んだご検討をお願いいたします、できれば、そのときに協議会報告書の素案などをお示ししたいと考えております。また、その間、1回目から2回目の間に事務局のほうでは、さまざまな調査などを進めてまいりたいと考えております。その後、もし2回目の素案である程度のまとまりが出てきましたら、2回目と3回目の間に事務局のほうで、協議会報告書の修正及び委員・特別委員の方々へご確認ということを行わせていただきまして、3回目の協議会で報告書を決定して、その後、公表したいというふうを考えております。

ただ、開催の回数につきましては、今3回ということになっておりますが、場合によっては4回、5回ということも考えておりますので、協議の仕方、進み方によって随時変更したいというふうを考えております。

以上で今後のスケジュール案について説明を終わります。

○**諮問会長** そうですね。資料7のほうでございませうけれども、過去には5回というのもありましたし、4回というのもあるんですが、ただ、メール等で、プリントアウトしたものでいいんですが、その会のごときにご覧いただくというんじゃなくて、事前に1回と2回の中に、漠然としているかもしれませんが、骨子案みたいなものをお送りして、また各委員のご意見を伺う、あるいは2回、3回、だんだんコンプリートになってきますけれども、そのところで3回目のいきなりポツとお見せして、これでどうですかというの、打ち合わせができない部分もございませうので、そういうやり方でやっていただければありがたいなと思います。

今のところは一応3回ということで先ほど日程を出していただきましたが、ちょっと早いんですが、いかがですか。大体今の時点でその2回目のほうですね、3回はまだ流動的だと思いますが。

○**安全担当係長** 3回目以降につきましては、後ほどということなのですが、2回目につきましては、今のところ9月8日の火曜日の午後というのが、一番委員の先生方の日程が合うところかなと思うんですが。

○**諮問会長** 午前、午後、夕刻とあるんですが。

○**安全担当係長** できましたら同じ時間帯ということで。それで清水委員のほうがちょっとご都合が悪いんですね。データをいつもお出しただいてご説明もいただいていますので。

○**諮問会長** 先回、代理の方がお見えくださったこともございましたね。組織として出ていただければ

ばありがたいんですが。

○安全担当係長 場合によっては、そういうことでご対応できればと思います。そのほかの先生方は、一応、きょうと同じ時間で大変恐縮なんですけど、18時からということであれば、皆様ご都合はよろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。午後ということでお伺いしているところもございますので。

○詫間会長 山中先生は特にお忙しいので、ご診察がございますので。

○仲野特別委員 18時からというのがどうも、どうしてその時間帯になるのかなという気がするんですが。

○詫間会長 そうですね。ちょっと異常と言えば異常なんですけど、例えば、山中先生はご診察なんかもありますし、もうちょっと繰り上げることも、曜日によってはできないこともないんでしょうか。

○安全担当係長 詫間先生も8日の午後ですと、できるだけ遅い時間がよろしいと。

○詫間会長 繰り上げさせていただいても結構なんですけどね。協会の方なんかは超過勤務になって、山上先生もそうですけれども。

○安全担当係長 例えば仲野先生は、夕方ですと、何時ぐらいからなら大丈夫でしょうか。

○仲野特別委員 一般的にこの時間帯の会議はどうかということです。ですから、ご診察とかそういう関係ということでしたら、了解をさせていただきたいと思います。

○安全担当係長 実は前回の「ベビー用のおやつ」のときも皆様に大変ご迷惑をおかけしつつ、4回中2回が18時からで、皆様お忙しい先生方でなかなかご予約も合わないということで、大変恐縮なんですけど、18時からということにさせていただきます。申し訳ありません。

○詫間会長 恐縮です。そんな事情で水曜日という手もあったんですけども、それもちょっとご都合悪いというような……。

○安全担当係長 水曜日ですと2日があるんですが、2名の先生がだめですので、やはり9月8日の18時以降ということで、恐縮なんですけど、きょうと同じ時間をお願いできればと思います。いかがでしょうか。

○詫間会長 では、一応そういうことでご了解いただければありがたいと思いますが、よろしゅうございましょうか、恐縮です。順次時間帯については少し改善を図っていく。都としても余分な経費がかかりますので、本当は日中の3時とか、2時とかのほうがよろしいんですよ。

○安全担当係長 最後の開催につきましては、基本的に日中ということで設定させていただくかと思えます。その後、プレス発表等で公表いたしますので。

○詫間会長 学会なんかですと、夜中の12時までやるような会もありますけれども、それはちょっと異例なことなんでございまして。

ということでございまして、大分時間も押してしまっておりますが、いかがでございましょうか。このところのご説明全体を、特に先ほど資料6というのが基本的に、この協議会の流れを構造化したものでございますので、これについて特にサジェスションとか、ご助言とかをいただければ大変ありがたいと存じますが。

○持丸委員 先ほど回していただいたCR付きのライターは、国内のどこかのメーカーさんがつくっておられるものなんですか。

○仲野特別委員 1点は日本国内製です。あとの2点は外国で販売されているものを入手したものです。

○持丸委員 販売されているというのは、日本のメーカーのものではない？

○仲野特別委員 日本製ではございません。

○詫間会長 何か書いてあるんですか。メイド・イン・ジャパンとか、小さな字で。

○仲野特別委員 これは日本製です。あとの2点は外国製です。

○持丸委員 日本製というのは、流通している……。

○仲野特別委員 ごく最近、テスト販売をしているものです。

○持丸委員 なるほど。ちょっと余談ですけども、例えば、私どものところで、障害者はちょっと難しいかもしれませんが、高齢者の方がどれぐらい使いやすいかというのを試験しようというときに、そういったようなものは入手可能なんですかね。つまり、実験用という意味ですが。

○仲野特別委員 この商品ですか。

○持丸委員 できれば、いろんな種類があると。

○仲野特別委員 それは難しいと思います。外国に行って買ってくるしかないと思います。

○持丸委員 でも、今買ってこれないですものね。飛行機に乗ってこれないですものね。

○仲野特別委員 はい。

○持丸委員 わかりました。ありがとうございます。

○詫間会長 ストッパーは日本製のほうが難しかったようですね。そういう実験も将来お願いするようなこともあるかと存じますが、時間がほとんどまんぱいになってきておりますので、特にこの際一言こういうことを言っておきたいという方がおられましたら、短時間でお話しくだされればと思いますが、よろしゅうございましょうか。

山上先生とか、ご発言、特に一言。

○山上委員 大変不勉強でこんなさまざまなライターがあるということをきょう初めて知りました。中年の女性は指先の力が非常に落ちるというデータがあるかと思いますが、今日回していただいた中で

も、私も一生懸命やったんですけれども、つかないもの、やり方もわからないものもございました。先ほど障害者の方に対しての配慮とご意見もあり、さまざまな観点からの検討が必要なのかなと思いました。

以上でございます。

○**詫間会長** どうもありがとうございます。ほとんど時刻になりましたので、一応、質疑応答、討議は、これで終わらせていただきます。あと事務局のほうでさらにご通知等のことがありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

大変ご協力ありがとうございました。

○**安全担当係長** 事務局のほうからは特にございませんで、また次回この時間ということで、できればこの場所を押さえないのですが、会議室の都合で変更になる場合もあると思いますが、開催通知を持ちまして通知いたしますので、そちらでご確認いただければと思います。

本日はお忙しいところ、どうもありがとうございました。

午後7時59分閉会